ハ　建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。）　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ニ　建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）　その取得価額の百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

ホ　第一項の表の第二号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げる減価償却資産　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二　税額控除率　次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イ　前号イに掲げる減価償却資産　百分の十五

ロ　前号ロに掲げる減価償却資産　百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の十）

ハ　前号ハに掲げる減価償却資産　百分の八

ニ　前号ニに掲げる減価償却資産　百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

ホ　前号ホに掲げる減価償却資産　百分の八

三　繰越税額控除限度超過額　前項の連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（同日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この号において「四年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出（四年以内事業年度にあっては、確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（四年以内事業年度における第十七条の二第二項に規定する税額控除限度額（以下この号において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この号において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

第二十五条の二第八項中「、同項」を「同項」に改め、同条第十項中「連結確定申告書に第三項に規定する」を「連結確定申告書に」に、「第四項第三号」に、「に、第三項」を「に第三項」に改め、「同項に規定する」を削り、同条第十一項中「は、第三項に規定する」を「は、」に、「第四項」を「第四項第三号」に改め、同条第十二項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同条第十三項中「第六十八条の十一第七項から第九項まで」を「第六十八条の十一第三項から第五項まで」に、「及び第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三」を「、第六十八条の十四の二第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二」に、「第六十八条の十五の四第二項」を「第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項」に改め、「、第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を削る。

第二十五条の二の二第七項中「「第四項」」を「「第四項第三号」」に改め、同条第八項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第二十五条の二の三第七項中「「第四項」」を「「第四項第三号」」に改め、同条第八項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第二十五条の三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「復興産業集積区域」の下に「（以下この項において「復興産業集積区域」という。）」を、「事業所」の下に「（以下この項において「産業集積事業所」という。）」を、「者をいう。」の下に「以下この項及び」を、「百分の十」の下に「当該連結親法人又はその連結子法人で、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該指定を受けたものが、当該指定をした認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」を加え、同条第二項第四号中「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の二」に改め、同条第三項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第五項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同条第六項中「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の二」に改める。

第二十五条の三の二第二項第五号中「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の二」に改め、同条第四項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第二十五条の三の三第二項第五号中「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の二」に改め、同条第四項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第二十五条の四第一項中「第二十五条の二第四項」を「第二十五条の二第四項第三号」に改める。

第二十五条の五第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「復興産業集積区域」の下に「（第一号において「復興産業集積区域」という。）」を加え、「当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する」を「次の各号に掲げる開発研究用資産の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該連結親法人又はその連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作若しくは建設をして当該認定に係る復興産業集積区域内において開発研究の用に供した開発研究用資産　その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

二　前号に掲げるもの以外の開発研究用資産　その取得価額の百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、百分の三十四）に相当する金額

第二十五条の五第二項中「は、租税特別措置法第六十八条の九第六項第六号」を「（租税特別措置法第六十八条の九第六項第六号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号」に改める。

第二十六条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「、船舶、航空機」を「、船舶」に改め、同項の表の第一号の中欄中「百分の十五」を「百分の十」に改め、同号の下欄中「百分の十八」を「百分の十二」に改め、同表の第二号の中欄中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号の下欄中「百分の三十六」を「百分の二十四」に改め、同表の第三号の上欄中「、航空機」を削り、同号の中欄中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号の下欄中「百分の三十六」を「百分の二十四」に改める。

第二十六条の三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「次に掲げる全ての要件」の下に「（租税特別措置法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人その他の政令で定めるものにあっては、第一号及び第二号に掲げる要件）」を、「第三号」の下に「及び第六項第八号」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同項第三号中「当該産業集積事業の用に供する減価償却資産で政令で定める規模のものの取得又は製作若しくは建設をしている」を「取得又は製作若しくは建設をした当該産業集積事業の用に供する減価償却資産の